

中間報告

平成 24 年 4 月 27 日

税と社会保険料を徴収する体制の構築についての作業チーム

<はじめに>

税と社会保険料を徴収する体制については、平成 24 年 2 月 17 日に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱において、「歳入庁の創設による、税と社会保険料を徴収する体制の構築について直ちに本格的な作業に着手する」とされた。これを受け、社会保障・税一体改革関係 5 大臣会合の下に本「税と社会保険料を徴収する体制の構築についての作業チーム」が設けられ、2 月下旬以降、検討作業を行ってきた（開催実績については【別紙 1】参照）。本中間報告はこれまでの作業チームにおける議論を整理したものである。

1. 税と社会保険料の徴収体制の現状

作業チームでは、税（国税、地方税）及び社会保険料（年金、医療保険、介護保険、労働保険）の徴収の現状と課題についてヒアリングを行った。その結果に基づき、税と社会保険料の徴収体制の現状を整理すると【別紙 2-1】のとおりであり、そのポイントは以下のとおりである。

（1）各制度の執行機関

各制度の執行機関については、給付と負担が連動するか否かという税と保険料の性格の違いや、課税主体・保険者の違いなどを背景に、制度ごとに異なっている。

国税及び労働保険は国の機関が執行しており、その職員は国家公務員である。

地方税、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険は地方自治体あるいはその広域連合等が執行しており、その職員は地方公務員である。そして、地方自治体の中でも地方税と社会保険では担当部局が異なっている。

年金（及び協会管掌健康保険の適用・徴収）は、日本年金機構という公法人が執行しており、その職員は非公務員である。

このほか、健康保険組合や協会けんぽといった執行機関も存在する。

（2）システム

各執行機関の保有するシステムについては、執行機関ごとに独立した個別のシステムとなっており、地方自治体においても各地方自治体ごとに独自に運営されている。

(3) 収納率、納付義務者及び納付方法

収納率は、税及び厚生年金、医療保険、介護保険、労働保険については、概ね 9 割を超えるかなり高い収納率となっている。他方、国民年金（保険料は定額で低所得者からも原則徴収）は、66.8%と低い納付率にとどまっている。

また、これらの収納率の内訳をみると、納付方法によって収納率が異なっている。すなわち、源泉徴収や特別徴収など、事業者（源泉徴収義務者、特別徴収義務者）を通じた納付方法による徴収については、100%近い収納率となっている一方、個人からの直接納付については、口座振替と自主納付では収納率に大きな差がある（【別紙 2-1】参照）。

(4) 適用事業所数

厚生年金、労働保険については、収納率はともに約 98%と高いものの、収納率には表れない未適用の問題がある。執行機関が把握している未適用事業所数は、厚生年金が約 11 万事業所、労働保険が約 10 万事業所となっている。

(5) 個人の所得情報の把握

個人の所得情報の把握方法や把握対象についても各制度間で違いがみられ、各執行機関が保有する情報量にも差がある。ただし、各執行機関の間で、必要に応じて情報交換・情報共有が行われている。

収納率の低い国民年金の第 1 号被保険者は、個人事業主、無職、臨時・パート、その他家族従業者などが含まれるが、国税庁の推計では、国税庁が確定申告等により所得情報を把握しているのはそのうち約 8 分の 1 程度に過ぎない。これに対し、市町村はより多くの被保険者の所得情報を把握しているものの、住民税の課税最低限以下の被保険者などの低所得者層の中には、所得情報を把握していない者が存在する。なお、納付率の向上のためには、免除対象者の所得を確認した上で適正に免除等を行う必要があり、免除対象となる低所得者層等について所得情報のより正確な把握が有効であることに留意する必要がある。【別紙 2-2】

厚生年金の被保険者については、給与所得者であることから、市町村が全給与所得者の個人の所得情報を把握している。これに対し国税庁では年間給与 500 万円超の給与所得者等についてのみ個人の所得情報を把握している。【別紙 2-3】

2. 3つの視点を踏まえた主な論点

作業チームにおける検討に当たっては、以下の3つの視点を踏まえることとされた。

①国民年金保険料等の納付率向上につながるか【国民の年金に対する信頼回復の視点】

②社会保険行政・税務行政全般の効率性確保に資するか【行政効率化の視点】

③今後導入が見込まれるマイナンバー制度、給付付き税額控除、新年金制度等にとって相応しい体制か【新制度への対応の視点】

これら3つの視点を踏まえ、今後検討すべき主な論点を整理すると【別紙3】のとおりであり、論点は多岐にわたっている。このうち総論的な論点は以下のとおりである。

① 国民年金保険料等の納付率向上につながるか【国民の年金に対する信頼回復の視点】

➤ 国民年金保険料等の納付率向上

国民年金保険料等の納付率向上のためには、①免除対象者には納付免除を進めること、②免除対象者でない未納者には強制徴収も含め徴収を強化することが必要と考えられる。これまでの工夫・努力に加えてどのような対応が必要か、保険料を納付するインセンティブを高める方策も含め、多角的に検討する必要がある。

➤ 厚生年金・労働保険の未適用事業所の把握

厚生年金・労働保険については、適用事業所における収納率は高いが、未適用事業所が存在しており、その把握、適用促進が必要である。年金機構は、これまで労働保険の適用事業所との情報の突合を図ってきたが、今年度末からは法務省の法人登記簿情報を活用して未適用事業所の把握に努めることとしており、さらにどのような対応が必要か、検討する必要がある。

➤ 執行体制の見直し

以上の観点も踏まえ、国民年金保険料等の納付率向上や厚生年金・労働

保険の未適用事業所の把握、適用促進のために、執行体制をどのように見直すか、その目指す機能や背景となる制度も踏まえつつ検討する必要がある。

② 社会保険行政・税務行政全般の効率性確保に資するか【行政効率化の視点】

組織を再編する場合には、人員削減等のコスト削減効果、国民の利便性の向上といったプラスの効果が期待される一方、再編に伴い新たに発生するコストや種々の懸念も存在する。組織再編については、これらのプラスの効果、マイナスの効果を総合的に検討する必要がある。

なお、税・社会保険の各制度のうち、どの制度までを組織再編の対象範囲とするかについては精査が必要である。

また、国と地方自治体との間で業務の移管を行う場合には、まずは、地方分権・地域主権との関係を踏まえ、国と地方の役割分担をどのように整理するかについて慎重な検討が必要である。

③ 今後導入が見込まれる新たな諸制度（マイナンバー制度、給付付き税額控除、新年金制度等）にとってふさわしい体制か【新制度への対応の視点】

マイナンバー制度の導入により情報共有が更に進むことを踏まえ、これにふさわしく、統合的な体制について検討する必要がある。

給付付き税額控除、新しい年金制度にとってふさわしく、統合的な執行体制の検討に当たっては、別途の場で検討される各制度の制度設計を踏まえる必要がある。

3. 今後の検討に当たっての5原則

上記のように、検討すべき論点は多岐にわたるが、今後、税と社会保険料の徴収体制について議論を深めていく上においては、国民の理解や信頼を得られるような徴収体制の構築に向け、一定の方向性を持って議論していくことが重要である。このため、本作業チームにおける議論を踏まえ、今後の検討の方向性を以下の「今後の検討に当たっての5原則」にまとめた。今後の検討に当たっては、この5原則を一つの基準、指針として議論を深めていくこととする。

【原則1】機能・制度と組織の一体的検討

組織の再編を考える場合には、単に組織の分離・統合の在り方を考えるのではなく、組織再編の目的・必要性を明確にした上で、組織の機能や組織の背景にある制度と一体的に検討する。すなわち、再編後の組織はどのような機能を果たすべきか、組織の背景にある制度はどうあるべきかについて検討し、その機能・制度にふさわしい組織を検討する。

【原則2】納付率向上等に向けた取り組みの強化

社会保障と税の一体改革を進めている中において、国民年金保険料の納付率向上等は大きな課題であり、国民の年金に対する信頼を回復する観点からも全力を挙げて取り組まなければならない。このため、納付率向上等に向けた対策を多角的に検討し、体制整備も含め、取り組みを強化する。

【原則3】行政の肥大化の回避

税と社会保険料の納付率向上等は重要な課題であるが、そのために行政が肥大化することは回避しなければならない。今後の検討に当たっては、行政改革の方向に沿って、公務員人件費やシステム関係経費等の行政コストが増加しないよう最大限配慮する。

【原則4】国民の視点に立った検討

国民から信頼される執行体制となるよう、徴収率をはじめ現在の行政効率を低下させることなく、さらに幅広い観点から国民の利便性向上を図るなど、国民の視点に立った検討を行う。

【原則5】情報共有・連携の強化

税と社会保険料の徴収においては、所得情報をはじめとする情報の把握が重要であり、今後マイナンバー制度を活用しつつ、各執行機関間の情報

の共有・連携をさらに強化する。また、給付付き税額控除や新年金制度の導入を見据えると、今後情報収集が強化され、情報共有・連携の重要性がさらに高まると考えられることから、それを前提に執行体制を検討する。

4. 徴収体制のイメージ

当作業チームでは、税と社会保険料の徴収体制について、今後具体的な検討を進めるため、徴収体制のイメージとして以下の3つの類型を示すこととした。各類型の主な検討課題は【別紙4】のとおりである。

なお、税・社会保険の各制度のうち、どの制度までを統合等の対象範囲とするかについては精査が必要であり、今後の検討課題である。

また、「主な検討課題」に示したように、今後検討すべき課題は多岐にわたっており、今回示した類型は作業チームとして特定の類型にすべきと結論付けるものではなく、今後議論を深めていくための出発点となるものである。

【類型1】徴収業務統合型

税・保険料の徴収を一元化することで、徴収に関する各執行機関の情報・ノウハウを最大限活用する。

【類型2】全業務統合型

給付業務を含めた全業務を統合することにより、できる限りのコスト削減を目指す。また、給付申請等の行政サービスのワンストップ化により国民の利便性を向上させる。

【類型3】連携強化型

各執行機関間の連携を強化することで、既存の組織を再編することに伴う新たなコストを発生させずに、税・保険料の徴収を効率化する。併せて国民の利便性を向上させる。

<おわりに>

以上のように、今回の中間報告では、検討に当たった3つの視点を踏まえた主な論点を整理するとともに、今後の検討の方向性として、「検討に当たった5原則」を取りまとめた。また、今後議論を深めていくための出発点とする観点から、徴収体制のイメージとして3つの類型を主なねらいや検討課題とともに示した。

今後は、海外における徴収体制について、その背景にある制度も含め比較検討するとともに、各執行の現場や関係団体等からのヒアリングを行うことも検討していきたい。そして、今回示した徴収体制のイメージ3類型について、「検討に当たった5原則」に基づき、それぞれのメリット・デメリットの検討を進め、国民の視点に立った徴収体制のあり方を検討していく予定である。

税と社会保険料を徴収する体制の構築についての作業チーム
開催実績

- | | |
|-----------------|--|
| <u>2月24日(金)</u> | 第1回 キックオフ
・ヒアリング・海外調査について
・作業チームの運営について |
| <u>3月2日(金)</u> | 第2回 関係省庁ヒアリング①
・国税の徴収の現状と課題(財務省(国税庁)) |
| <u>3月12日(月)</u> | 第3回 関係省庁ヒアリング②
・社会保険料の徴収の現状と課題①(厚生労働省)
-年金保険
-健康保険
(協会管掌健康保険・組合管掌健康保険) |
| <u>3月23日(金)</u> | 第4回 関係省庁ヒアリング③
・社会保険料の徴収の現状と課題②(厚生労働省)
-国民健康保険
-後期高齢者医療
-介護保険 |
| <u>3月29日(木)</u> | 第5回 関係省庁ヒアリング④
・地方税の徴収の現状と課題(総務省)
・社会保険料の徴収の現状と課題③(厚生労働省)
-労働保険 |
| <u>4月5日(木)</u> | 第6回 関係省庁ヒアリング⑤
・社会保障・税番号制度(内閣官房ほか)
・みんなの党試算(厚生労働省) |
| <u>4月12日(木)</u> | 第7回 中間報告に向けた議論① |
| <u>4月18日(水)</u> | 第8回 中間報告に向けた議論② |
| <u>4月20日(金)</u> | 第9回 中間報告に向けた議論③ |
| <u>4月24日(火)</u> | 第10回 中間報告取りまとめ |